【上掲概念図の説明】

全体の項目配置は、現在なお模索中の《日本式NWO》のざっくりな概念図
（もちろん「GHQ焚書」は含まない）
なお、これらの項目のうち、実戦で囲った範囲内が「GHQ焚書」の対象となった領域

以下は、各項目の（独自解釈を交えた）簡単な説明
１：「天皇（すめらぎ）」は皇統
２：「荒魂（あらみたま）」は、現憲法下の国体においては「能動的専守防衛 Proactively exclusive defense」
３：「和魂（にぎみたま）」は、古来からの伝統文化に根ざした道徳的・共同体的美質
４：「八紘為宇」は、田中学智學の唱えた国家主義的拡張主義的「八紘一宇」ではなく、その素になった日本古代における大家族的親睦からなる世界平和を志向する思想。出典は『日本書紀（神武記）』
５：「國體」は、古くは「十七条(の)憲法」を濫觴とした「憲法」に基づく国家の基本的なあり方
６：「政体」は、憲法下の政治体制を牽引する国家権力の総体

以下は、参考にしたサイト等

あ：**「荒魂・和魂」**　（Wikipedia）
https://ja.wikipedia.org/wiki/荒魂・和魂

い：**「八紘一宇」**　（Wikipedia）
https://ja.wikipedia.org/wiki/八紘一宇

日本書紀における出典編集

この言葉が日本でよく知られるようになったのは『日本書紀』巻第三・神武天皇即位前紀己未年三月丁卯条の「令」（いわゆる橿原奠都の詔）である[注 1]。

「上則答乾霊授国之徳、下則弘皇孫養正之心。然後、兼六合以開都、掩八紘而為宇、不亦可乎」
（上は則ち乾霊の国を授けたまいし徳に答え、下は則ち皇孫の正を養うの心を弘め、然る後、六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩いて宇と為さん事、亦可からずや。）

—日本書紀巻第三・神武天皇即位前紀己未年三月丁卯条の「令」

この意味について、記紀において初代天皇とされている神武天皇を祀っている橿原神宮は以下のように説明をしている[12]。

神武天皇の「八紘一宇」の御勅令の真の意味は、天地四方八方の果てにいたるまで、この地球上に生存する全ての民族が、あたかも一軒の家に住むように仲良く暮らすこと、つまり世界平和の理想を掲げたものなのです。昭和天皇が歌に「天地の神にぞいのる朝なぎの海のごとくに波たたぬ世を」とお詠みになっていますが、この御心も「八紘一宇」の精神であります。

「八紘為宇」及び「八紘一宇」の混同編集

日本書紀の元々の記述によれば「**八紘為宇**」である。「八紘一宇」というのはその後、戦前の大正期に日蓮主義者の田中智學が国体研究に際して使用し、縮約した語である。ただし現代では、「為宇」の文字が難解であるため、「八紘一宇」の表記が一般的となっており、神武天皇の神勅について言及する際にも「一宇」が用いられる例がしばしば存在する[12]。また「八紘」という表現は古代中国でしばしば用いられた慣用句を元としている。

この言葉が日本でよく知られるようになったのは上記に参照した『日本書紀』巻第三・神武天皇即位前紀己未年三月丁卯条の「令」（いわゆる

橿原奠都の詔）からの引用である[11]。

う：「十七条の憲法」（AI による概要）

推古天皇12年（604年）に聖徳太子が制定したとされる『十七条憲法』は、官僚や貴族に道徳的訓戒を説いた日本最古の成文法です。その原文（漢文）と現代語訳を分かりやすくまとめました。**原文の全文はWikipedia 十七条憲法でご確認いただけます**。[1, 2, 3]

第一条 〜 第六条

- **第一条**：和を以て貴しと爲し、忤ふこと無きを宗と爲す。（調和を最も尊び、争いを起こさないことを基本とする）
- **第二条**：篤く三寶を敬へ。三寶とは佛と法と僧となり。（仏・法・僧の仏教の三宝を厚く敬う）
- **第三条**：詔を承けては必ず謹め。（天皇の命令を受けたら必ず慎み深く従う）
- **第四条**：群卿百寮、體を以て本とせよ。（役人は礼儀をすべての基本とせよ）
- **第五条**：餮を絶ち欲を棄てゝ、明かに訴訟を辧へよ。（私欲を捨て、公正な裁判を行え）
- **第六条**：惡を懲し善を勸むるは、古の良典なり。（悪を懲らしめ善を勧めることは、古くからの良い教えである）[1, 2, 3, 4]

第七条 〜 第十二条

- **第七条**：人各任し掌ることあり、宜しく濫れざるべし。（それぞれの役目には責任があり、勝手に越権してはならない）
- **第八条**：群卿百寮、早く朝りて晏く退れよ。（役人は朝早く出勤

し、遅くまで職務に励め）

- **第九条**：信は是れ義の本なり。事毎に信あれ。（信頼こそがすべての基本である）
- **第十条**：忿を絶ち瞋を棄て、人の違ふを怒らざれ。（怒りを捨て、他人の意見が異なっても腹を立てるな）
- **第十一条**：明かに功過を察して、賞罰必ず當てよ。（功績と過失を正しく見極め、適正な賞罰を行え）
- **第十二条**：國司、國造、百姓に斂ること勿れ。（地方官は農民から不当に税を取り立てるな） [1, 2, 3, 4]

第十三条 〜 第十七条

- **第十三条**：諸の官に任せる者、同じく職掌を知れ。（役人は自分の担当職務の責任をしっかり把握せよ）
- **第十四条**：群臣百寮、嫉妬あること無れ。（役人同士で嫉妬し合うな）
- **第十五条**：我に背き公に向くは、是れ臣の道なり。（私情を捨てて公の道に従うことが臣下のあり方である）
- **第十六条**：民を使ふに時を以てするは、古の良典なり。（農民を労働に動員するときは農閑期を選べ）
- **第十七条**：夫れ事は獨り斷むべからず、必ず衆と與に論ふべし。（物事は独断せず、必ず皆で議論して決めよ） [1, 2]